

米の価格安定と食料安全保障の実現を求める意見書

令和6年に改正された「食料・農業・農村基本法」においては、食料安全保障を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態」と定義し、これを確保することが国の責務であることを明示している。

特に、我が国の主食である米は、食料安全保障の根幹であり、国民生活の基軸である。

しかしながら、昨今の急激な米の価格高騰によって、国民の消費生活は重く圧迫を受けており、米の価格安定を求める国民の声はやむことがない状況にある。

目下、政府では、備蓄米の放出による価格の安定化を推し進めており、一定の効果が表れているところであるが、この問題を根本的に解決し、合理的で安定的な米の供給を確保するためには、従来の生産と流通の仕組を精査し、しかるべき改革を早急に推し進めることが強く求められる。

中でも、米の供給量の確保は必要不可欠であり、その実現のためには、生産者が安心して米作りを継続して行える所得水準の確保をはじめ、総合的な支援が求められるところである。

よって、消費者と生産者が共に納得できる合理的な価格による米の供給を実現し、我が国の食料安全保障が確保されるよう以下の事項を求める。

- 1 米の価格を早急に安定させ、国民の消費生活を堅持すること。
- 2 流通における諸課題を精査し、しかるべき改革を推進すること。
- 3 生産者への総合的な支援策を講じ、米の供給量を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月10日

静岡県静岡市議会

衆議院議長 宛て

参議院議長 宛て

内閣総理大臣 宛て

農林水産大臣 宛て